資料紹介 電気通信大学所蔵『鉄砲秘伝書抜書』について

佐藤賢

はじめに

資料の全文写真を掲げ、 六一三年)の年紀を持つ、江戸時代初期の鉄砲に関する秘伝書である。以下の本文では、本 本稿では電気通信大学所蔵『鉄砲秘伝書抜書』を紹介する。(1) 本文の内容とこれを著した澤村氏についての解説を行う。 本資料は、慶長一八年(一

資料の書誌情報と影印

ついての情報は不明である。 本資料は二〇〇三年に古書肆より電気通信大学が購入した資料で、 それ以前 の旧蔵者に

線が半丁に五行分引かれている。表紙は赤茶色で、料紙は雁皮紙である。 資料の形態については、折本の写本一帖で、 七㎝で、広げた全長が一〇七㎝(見開き一〇丁分)となる。文字は墨書の縦書きで、 折った状態の大きさが縦二五.六 cm × 横

伝書の形式となっていて、師匠から弟子に技を伝授する旨が日付と共に末尾に記されてい 一八年(一六一三)一一月に弟子の坪田左太右衛門尉に伝授されている。(澤村氏につい 表紙に題箋は無く、 本資料を授与した師匠に当たる人物は澤村角右衛門尉之相・内記之清の親子で、 内題(タイトル)が「鉄砲秘伝書抜書」となっている。本文は鉄砲 慶長 ての の秘

ていた。② この『鉄砲秘伝抜書』を記しと睪寸見~こう、‥‥、‥‥、代には既に生産技術が定着し、射撃法についても流派ごとに体系化が図られるようになっ一六世紀後半には日本に渡来していた鉄砲(火縄銃)は、この資料の著された一六一〇年一六世紀後半には日本に渡来していた鉄砲(火縄銃)は、この資料の著された一六一〇年 さに合わせた火薬の分量、的までの距離の見積りの仕方、等が解説されている。 (3)数の冊子に別れていて、例えば、射撃時の姿勢・構え方の解説、的の狙い方、鉄砲の大き 無」(稲富祐直、一五五二―一六六一)より伝授されたことを述べているので、稲富流の一派 であった事が分かる。同時代の稲富流の秘伝書は各地に現存しているが、 大抵の場合、

重さ、銃身の長さ、飛距離に応じた火薬の分量を一覧表にしたものである。詳しい内容は、 飜刻文と共に紹介することとして、 これら稲富流の秘伝書の内、 以下、 資料全文の写真を掲載する。 一冊のみが伝存している。内容は、 鉄砲の弾の

[資料写真]





















[花押部分拡大]

資料本文の翻刻

前掲の写真の翻 刻文を掲げ る。 (適宜、 空白行を挿入する。

鉄炮秘伝書抜書

三匁五分玉三尺五寸筒薬積

拾五間内外 薬一匁三分五リン

弐拾間内外 同壱匁五分

廿五間内外 一匁五分五リン

卅間内外 一匁六分五リン

四拾間内外 壱匁七分

五拾間内外 四拾五間内外 同壱匁八分 同壱匁七分五リン

五拾五間内外 同壱匁八分五リン

同弐匁

八拾間內外 六拾間內外 同弐匁弐分

一分落シ可込弐尺八寸ノかき臺ニハ一分五リン右三尺三寸筒ニハ五リン引ニ込へシ三尺丸臺ニハ

落ニ可込進之口伝有但筒 ふとさ細さニ

可寄分別重 一々有

壱匁玉四尺一寸ノ薬積

拾五間内外 薬壱匁六分

#間内外 外 同壱匁七分

同壱匁九分

五拾間內外 同弐匁

七拾間内外 同弐匁弐分

八拾間 内外 同弐匁四分 [弐匁六分

右四尺壱寸 ノ内外之薬積 揃

六匁玉四尺五寸ノ筒之薬積

拾五間内外 薬弐匁

卅間内 外外

五拾間内外 同弐匁八分 同弐匁二分

五町	四町五反	町	三町五反	三町	弐町五反		弐町 前八寸	五段先八	一両玉四尺一寸筒重	已上		五町		四町五反		四町		三町五段		三町		弐町五豆	弐町		町五段	三匁五分玉三尺五寸	已上	拾間内	七拾間内外	
寸り	東三匁八分 増一寸六分半ニツョシ	三一 三サカニ コース	三寸三三十二三十二三十二二十二二十二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二	」 〕 〕 半	薬三匁二分増四分ニョハシ	分	分分	薬 壇	目当積		薬三匁三分	壇四寸	薬三匁一分	壇三寸一分ニツョシ	薬三匁	壇二寸二分ニツョシ	薬弐匁九分	壇一寸五分ニツョシ	二匁八分	一 寸 ニ	二匁七分	壇七分半ニツヨシ 薬弐匁六分	この分半	薬二匁四分	二分,	五寸筒重目當積		四	司三匁二分	

已上

壱町五段 先八寸 壇一六匁玉四尺五寸筒重目当積

壇一分半

薬三匁六分

前八寸 壇二分半

弐町

弐町五段 壇三分半

薬三匁九分

薬四匁

三町 壇六分半 薬四匁二分

三町五段 壇九分半 薬四匁三分

四町 壇一寸二分ニツョシ

薬四匁五分

四町五反

壇一寸七分

薬四匁六分

壇二寸四分半

五町

薬四匁八分

已上

右之書慶長十年正月廿四日

從稲富伊賀守入道一夢斎相伝雖

為一大事之秘伝書物年来鉄砲

御執心被申其上拙者父子江万事

向後鉄砲之儀弥無御油断可有 付而別而致添御心候間写進之畢

遣之可申候此書物之儀於御他見者 御嗜候猶於御応望者参而書物

必御誓紙天罰不去立所可有御蒙

者也仍如件

澤村角右衛門尉

之 相 [花押][印]

慶長十八年

十一月吉日

澤村内記

之清 [花押][印]

坪田左太右衛門尉殿

三 『鉄砲秘伝書抜書』の内容について

資料の本文は大きく六つの一覧表が提示されている。

- 三匁五分玉 三尺五寸筒 薬積
- (1) 一匁玉 四尺一寸ノ 薬積
- \equiv 六匁玉 四尺五寸ノ筒之 薬積
- 回 三匁五分玉 三尺五寸筒 重目當積
- 分 六匁玉

五

一両玉

四尺一寸筒

重目当積

四尺五寸筒 重目当積

容を整理した数値の表であろうと予想される。 容を整理した数値の表であろうと予想される。 (5)の関係を確定していたとは考えられず、砲術に関わった人々の間で経験的に伝承された内性は大いにある。また、当時は現在のように実験的・実証的に火薬の分量と銃弾の飛距離おいても原文の数値が保存されている確証は無く、伝授の過程で内容に差違が生じた可能 値については、 じて必要な黒色火薬の分量を提示する表となっている。⑷ これらはそれぞれ、 現存する同系の秘伝書の間でも幾つかの異同が確認されるので、 鉄砲の弾の重さと筒の長さを与えたときに、 これらの表に記されている数 目標までの飛距離に応 本資料に

=三六〇尺、 。(一匁=三.七五g 、一両=一○匁、一尺=一○寸=三○.三○三㎝、一町=六○間参考までに、これら六つの表を現代的な数表として表記しグラフ化すると次のようにな 一反(段)=六間、 の換算となる。)

三. 五匁玉 三 五尺筒

距離間	火薬(匁)
15	1.35
20	1.5
25	1.55
30	1.6
35	1.65
40	1.7
45	1.75
50	1.8
55	1.85
60	1.9
70	2
80	2.2

間内外」と記される場合は、 (原文に付される「内外」の文字は、 「拾五間前後」となる。 現在の「前後」と同じ用法と推定される。 以下、 同様。 「拾五

表(二) 一匁玉 四 一尺筒

火薬
1.6
1.7
1.8
1.9
2
2.2
2.4
2.6

表(三) 六匁玉 \equiv 五尺筒

距離 1.5 2 2.5 3 3.5 4 4.5

(「壇」とは、 矢倉の目盛の数値と推定される。)

距離	火
15	
20 30	
30	
40	
50	
60	
70	
80	

表(四)

2.6

2.7

2.8

2.9

3.1

3.3

3

三.五匁玉 三.五尺筒

重目当

距離町 壇寸 火薬匁

0.2

0.45

0.75

1.5

2.2

3.1

1.5

2.5

3.5

4.5

4

2

距離	火薬
15	2
20	2.2
30	2.4
40	2.6
50	2.8
60	3
70	3.2
80	3.4

四.五尺筒 4.5 4.6 4.8 重目当

表(六)

六匁玉

3.9

4.2

4.3

距離 壇

2.5

3.5

4.5

3

1.5 0.15

0.25

0.35

0.65

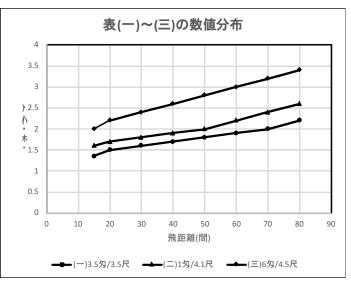
0.95

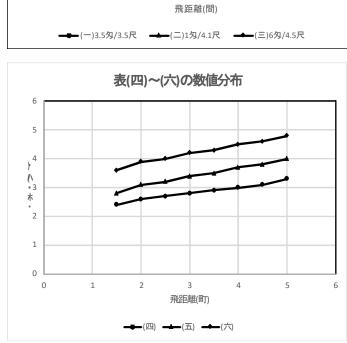
1.2

1.7

5 2.45

		表(五)
壇	火薬	<u>+</u>
0.15	2.8	
0.3	3.1	両
0.4	3.2	玉
0.65	3.4	ш
1	3.5	<u> </u>
1.2	3.7	_
1.65	3.8	尺
2.35	4	筒
	,	重目当





群と見なすべきであろう。 たことを確認するためのグラフとして参照されたい。 の数値は実験的に得られたとは考えられず、経験的もしくは観念的に設定された数値 (現代的なグラフによって表(一)~(六)を図示したが本文でも述べたとおり、 ここでは、各表の数値の分布が一次関数的に設定されてい $\overline{}$ これら

書きである。 て五厘ずつ少なくするよう指示されている。 量を指示しており、 可込……」と記されているが、これは鉄砲の銃身を三尺五寸から短くした場合の火薬の装填 末尾の一文「右之書……」は、 表(一)の箇所の但し書きに「右三尺三寸筒ニハ五リン引ニ込へシ三尺丸臺ニハ一分落シ 要約すると、 例えば三尺三寸に短くした場合、 秘伝書を記した澤村父子が授与される坪田氏に宛てた注意 (他の場合は、 合は、三尺と二尺八寸となる。) (6)装填する火薬の量は各飛距離に対し

を油断無く嗜まれるよう、 てから与えるように。 に傾倒し我々父子に従ってくれたことで、 「本書は慶長十年正月に稲富伊賀守より相伝した秘術であるが、 _ また、 他の人がこの術を所望の際は他見させず誓詞を取っ この書を写して伝授する。以後、 貴殿は長年鉄砲の術 鉄砲の術

年代(慶長十年)と伝授者(稲富氏)の情報以外に特に新味は無い となる。この一文は、江戸時代を通じて継承された技芸の秘伝書に典型的な内容であり、

次に、この秘伝書を授与した澤村父子に関する情報をまとめたい。

1 秘伝書の伝授者 澤村氏について

11 ることを紹介しておきたい。 『鉄砲秘伝書抜書』 の末尾に署名を残している澤村氏親子につい て、 現在判明して

料集『彦根藩史料叢書 侍中由緒帳』 ⑦ を閲覧する機会を得たが、その中に確実に慶長 当も付かない状況であった。偶々、二〇一八年五月に筆者は滋賀県の彦根市立図書館で資 索する作業が求められるが、本資料を購入後しばらくの間は、何ら手がかりも無く皆目見 (慶長一八年)である。そこで、 一八年には存命である、澤村之相・之清の両名の記載を見出すことができた。 そもそも、この秘伝書から読み取れる彼らの情報は、 慶長一八年に存命であった澤村之相・之清 わずかに姓名と秘伝書の成立時期 という父子を探

曽祖父が之相、祖父が之清という続柄になる。)なお、正確を期すと、以下の引用文中に彼 澤村家の項目が設けられ、四代目当主である澤村之省が元禄四年時点で先祖のことを記録 る別史料『貞享異譜』(これも彦根藩士の由緒書き)に彼らの実名が収録されている が明らか した文言として、 した由緒書き(歴代の先祖の経歴を記した文書)を集成した編纂物である。その記録の中に この史料叢書で翻刻されている「侍中由緒帳」とは、彦根藩井伊家家中の藩士が藩に提出 の実名を示す「之相」と「之清」の文字は記されていないが、本叢書の解説で言及されてい なので、 以下のような初代・之相、二代・之清の記述が収録されている。 本稿でもそれに準拠した。 (之省の

初代・澤村之相

郡壬生野野攪上之城主ニ侯、信長一乱ニ牢人仕侯、其後曽祖父沢村角右衛門儀、 「右拙者[之省のこと]曽祖父沢村角右衛門[之相]生国伊賀、 父者沢村山城守与申候而

衆御預被遊、 其後五百石拝知、関ヶ原相務、其後五百石御加増都合千石拝領仕、 直政[初代井伊家藩主]様上州御在城之御時被召出、御近所ニ召仕諸事御用等相務申侯、 都合弐千石拝知仕候」(9) 御使番共二被仰付 大坂両御陣相務、 御帰陣以後五百石宛両度二御加増拝 御小性衆并御歩行

(強調は引用者による。]内の記載は引用者による補足情報。 以下 同様

二代・澤村之清

其外御 御預ケ被遊侯、其後御城代中老役被 代井伊家藩主] 様御代七百石御加増、 其以後親家督千三百石拝領、 |祖父||沢村角右衛門[之清]、大阪御陣之時分御小性役相勤、其後自分ニ三百石拝 役人知行取拾弐人、 都合弐拾八人組付御預被遊候」(10) 祖父弟沢村与一郎江分知七百石被 本知弐千石被下置候、御用人役相務、御歩行衆 仰付、御城中御番頭五人、拾一口御番頭拾壱人、 下置候、其後直澄[三

本稿の儀 論に必要な限りで、 両名の記事の概要を記す。

石を拝領している。 際に御小姓役を勤める。家督を相続した後は御用人、中老役まで昇り、 で昇進するが、この間、 人となる。その後、上野国で井伊直政に召し抱えられる。最終的に二千石取りの御使番 澤村家の初代・之相は伊賀の攪上城主の息子として生まれたが、 関ヶ原、大坂夏冬の陣に参戦している。二代・之清は大坂の陣 織田信長に攻略されて 父と同じく二千

も彦根藩士であったことも判明する。 彼ら父子は共に大坂冬の陣(慶長一九年)と夏の陣(慶長二〇年)に参戦しているので、 .砲秘伝書抜書』が授与された慶長一八年には確実に生存しており、 この頃既に両名と

きる 乗ることが多かったということが手がかりとなる。(11) 門[之清]」となっている。この点については、澤村家の当主が家督相続後に「角右衛門」を名 以前の之清のもので、相続後は角右衛門を名乗ったと考えればこの差異は矛盾無く説明 の通称である。 ただ一点、 秘伝書の記載とここに引用した記事の情報に差異がある。 秘伝書では「澤村内記之清」と名乗っているが、由緒書きでは「沢村角右衛 つまり、 「内記」の通称は家督相続 それ

属する情報であり、 た専門職(医師、 親子が実在していたことは明らかである。とはいえ、当時の由緒書 て、 である。 藩士の情報は身分・役職や石高などが記されるのみで、 以上の情報を整理すると、慶長一八年に彦根藩士として澤村角右衛門之相 澤村父子が仮に鉄砲の秘伝の体得者であったとしても、 鷹匠、 彦根藩への具体的な奉仕を伴わなければ由緒書きには記載され 剣術指南、 等々)以外、 特殊技能に関わる情報は記されな 特別な技芸を以て召し抱えられ それはあくまで個人の きの通例として、 之清という 1 ないの 武芸に 0 従っ Þ

暫定的な結論となるが、 四名がいたということが現実に起こりうる確率は、 計四名)が日本国内にいたことになる。澤村の苗字を持ち、 たと仮定してみると、この慶長一八年という年に、父子ともに同姓同名の二組(つまり、合 氏に由来する史料から鉄砲に関する情報が得られれば、その同定は容易である。 のところ、 であったの 果たして、 それに類する史料は見出されていない。 か。 か。⑴ 最後にこの検証が必要となる。理想を語れば、彦根藩秘伝書を著した澤村父子と、ここで紹介した彦根藩士の澤村 最後にこの検証が必要となる。 非常に高い確率で彼らは同一人物であったと見なすことが妥当で 理想を語れば、 限りなく零に近いはずである。本稿の とはいえ、彼らが同一人物ではなかっ 親子二代で共通の実名を名乗る 彦根藩士として |父子は| 同 かし今 0 澤村

士だったと推定することは自然であろうが、 ここまでは澤村氏に 田家の記載は は今のところ管見に入らない。澤村が伝授した相手であることから、こまでは澤村氏について述べてきたが、一方の伝授された側である反 無 \ \ \ 坪田氏に関する探索は引き続き継続 前述した 一方の伝授された側である坪 『彦根藩史料叢書 したい 田氏に 坪田氏も彦根藩 侍中由緒 0 いて \mathcal{O}

おわりに

たことになる。惜しむらくは、本資料が唯一冊のみ現存することで、 一であ .書に関する情報を新たに提示すると共に、これに関与した澤村之相 った可能性が高いことも指摘した。 『鉄砲秘伝書抜書』の紹介を行った。 逸したと考えられる。 稲富流が彦根藩内に流布した可能性も示唆 一六一〇年代という近世最 他にもあったであろ ・之清父子が彦根 初期の稲

関係資料を並行し 類と校合 幅の関係で資料飜刻のみを掲げ て探索する作業も進めねばならない。 写本伝来の過程を再構成することが求められる。 たが、 今後の課題として、 本資料の文言を他 さらに、 \mathcal{O}

注と文献

- 筆録したものである。 において、受講者に対する参考資料として提示している。 本資料は、 本稿筆者・佐藤が電気通信大学で行っている公開講座「理系の古文書講座」 本稿はその講座での紹介内容を
- 洋書林、二〇〇〇年)、宇多川武久編『鉄砲伝来の日本史 川弘文館、二〇〇七年)を参照した。 ② 本稿で依拠した砲術の歴史については、宇多川武久『江戸の炮術 火縄銃からライフル銃まで』(吉 継承される武芸』(東
- ばれる照準板を立て、その目盛りまたは板に開けた穴を使って照準を決定することを指し 九冊、 書館南葵文庫所蔵「稲富流秘伝書」一〇冊、京都大学附属図書館所蔵「稲富流鉄砲秘伝書」一 れている。 ⑷ これらの表の内(四)~(六)については、「重目当」(かさねめあて)の火薬の分量が掲載さ ③ 稲富流の秘伝書として一六一〇年代に記された資料の現存例としては、東京大学総合図 国立歴史民俗博物館所荘吉コレクション所蔵「稲富流秘伝書」、等が挙げられる。 重目当とは、 稲富流において、鉄砲を発射する際に銃身に「矢倉」(やぐら)と呼
- ことは、技術史ではなく数学史の観点から興味深い対象となる。 飛距離に対して必要な火薬の分量が一次関数的に増えていくといった関係概念を探究する (5)とはいえ、彼らが一連の経験則を表にまとめるために用いたであろう数理観念、例えば、

ている。

- 後部から八寸の位置にある照準を示す。 八寸」「前八寸」はそれぞれ、射撃手から見た銃身の先端から八寸の位置にある照準、 ハシ」は数値に付して、それぞれ「……強」「……弱」を意味している。表(五)(六)に現れる「先 (6) 飜刻文において、 説明の必要な語句を補足しておく。表(四)以降に現れる「ツョシ」「ヨ 銃身の
- 根市教育委員会、一九九五年)である。本来ならば原史料を参照した上で詳細を立論すべき て次の課題としたい。 であるが、本稿は史料の所在を速報する意義を重視し、原史料の参照は継続研究作業とし ⑦澤村氏の記載を収録するのは、彦根城博物館編『彦根藩史料叢書 侍中由緒帳』2(彦
- 情報を補っていることが分かる。 父の実名は之通といい[後略]」(四五八頁)等と記載されており、「貞享異譜」で歴代の実名の 国伊賀国、 `前掲書の解説に「初代之相は角右衛門を称し、「侍中由緒帳」・「貞享異譜」によると、 父は山城守・伊賀国綾郡(阿山郡カ)壬生野の攪上城主という。 「貞享異譜」には、
- (9) 前掲書、三五六―三五七頁。
- (10) 前掲書、三五八頁。
- (12) 稲富一夢が彦根藩士と師弟関係を結んでいた史実も確認される。すなわち、 「沢村家歴代は、……家督相続後に角右衛門を称する例が多い」(前掲書、 彦根藩士の岡本半介に鉄砲術を伝授している。(宇多川『江戸の砲術』、二〇五頁) 四五八頁) 稲富は慶長 澤村氏の
- この一事を以てすると、 の秘術が伝わったことの説明もできよう。 稲富が彦根藩士と接触の機会があったことが示唆され、

An Introduction of a License to Gunnery in Edo Period, Teppo Hiden Bassho, 1613.

Abstruct

This paper introduces one historical material of a license to traditional Japanese gunnery on 1613. This license, *Teppo Hiden Bassho* (鉄砲秘 伝抜書), was issued by both SAWAMURA Kakuemon (澤村 角右衛門) and his son, Naiki (內記) to TSUBOTA Sataemon (坪田 左太右衛門). In this license, Sawamura family showed 6 correspondence tables as their school secret, listing the relationship between the weight of gun-powder and the musket shot. The author reveals that SAWAMURA family was higher-class feudal retainer of Hikone Clan, reffering their genealogy edited by the order of Lord Ii (井伊).